

論文

戦時下鳥取県における方面委員に関する一考察

小池 桂

〔抄録〕

本稿の目的は方面委員が深く関わった募金週間の分析を通して、戦時下鳥取県において方面委員がどのように戦時体制に迎合し、その中でいかなる役割が期待されたのかを明らかにすることにある。募金週間は歳末同情週間として始まり、その後方面同情週間、方面強調週間、そして庶民生活強化運動へと変遷していった。その中で方面委員に求められたことは、募金を集めることの他に、一つは天皇制国家の担い手としての役割であり、二つ目は福祉対象者の輔導者としての役割であり、最後に隣保相扶の美風を醸成することであった。こうした中で方面委員は一定の社会的認知度を高めていったが、自律的な福祉従事者集団として認知されたかといえそうではなかった。その理由は方面委員がその存立根拠を自ら自身の中に求めるのではなく天皇に求めたこと、また客観的な援助論を欠いていたことがあげられる。そして隣保相扶にかかわっても方面委員は独自の地位を占めることができなかったと考えられる。

キーワード：方面委員、天皇制、輔導者、隣保相扶

はじめに

あらためて述べるまでもなく、戦前わが国における最大の福祉従事者集団は方面委員であった。方面委員こそ福祉実践の中核に位置し、救貧をはじめ様々な活動に従事した。そして戦後も民生委員と名称を変更し、一定の役割を果たしてきた。ところが方面委員の活動をめぐってはその創設期に関する研究は多くあるものの、戦時下におけるそれは多くない。戦後の民生委員が思想的にも実践的にもいかに戦前と連続し、あるいは連続しなかったのかを明らかにすることは、戦後の福祉従事者のありようを考える上でも不可欠であるように思われる。

にもかかわらず先にも述べたように研究はそれほど多くはない。先行研究をみても、まず戦時下方面委員研究の嚆矢となったのが遠藤興一の研究であり、そこでは戦時下の方面委員

の特徴が分析された⁽¹⁾。その後、新資料の発掘により大阪府方面委員制度の研究が永岡正己らによってなされ、大阪に限られるが研究水準が上がった⁽²⁾。また大阪以外の研究もなされるようになり、例えば杉山博昭の戦時下における山口県の方面委員の活動を分析した研究や⁽³⁾、畠中耕による群馬県における軍事援護と方面委員との関係を分析したものがある⁽⁴⁾。その他、2010年代以降になると再び遠藤興一、永岡正己による戦時下における大阪府方面委員の活動を実証的に明らかにしたものや⁽⁵⁾、小笠原慶彰による全日本方面委員連盟副会長であった林市蔵を通じた戦時下大阪府の方面委員制度の分析がある⁽⁶⁾。あるいは佐々木光郎、畠中耕によって静岡県⁽⁷⁾、新潟県における研究も進められてきた⁽⁸⁾。これらを見てもわかるとおり先行研究は蓄積されつつあるが、いまだ量的には多いとは言えず、また大阪に偏っているのが特徴である。これは大阪が方面委員制度発祥の地であることや、資料が一定程度残されていることが大きい。しかしながら大阪の方面委員制度の分析をもってすれば、後は推量できるというものでもない。他の地方の分析も積み重ねるなかで、大阪も含めて全国の戦時下における方面委員活動を俯瞰できる程度の研究の蓄積が必要であろう。

そこで本研究では、戦時下鳥取県において方面委員がどのようにして戦時体制に迎合し、その中で方面委員にいかなる役割が期待されたのか、という点を明らかにしてみたい。具体的には、方面委員を中核として展開された募金週間の分析を通して、以上の点に迫ってみたい。

第1に戦時体制と方面委員の関係を募金週間の分析を通して明らかにする。第2にそこで方面委員に期待されたものを指摘する。そして最後に、それらを方面委員の自律性と独自性という点から若干の考察を試みたい。

1. 戦時体制と方面委員—募金週間の変遷を通して—

(1) 歳末同情週間から全国方面同情週間へ

歳末に募金を募り、それらを生活困窮者に配布するというイベントは全国各地でみられた。有名なものとしては1909（明治42）年に救世軍が社会鍋を用いて募金を始め、時代は下るが関東大震災直後の1924年12月には東京朝日新聞社が同情週を開始している。

鳥取県でも大正期から民間有志によって結成された鳥取慈善協会による歳末募金活動は行われていたが⁽⁹⁾、それを県も行うようになったのは1931（昭和6）年12月からである。県学務課が県内各方面に通牒を發出し、歳末同情週間が県内各地で催された。『因伯時報』によればその趣旨は、「歳末に際し生活困難なる者に対する一般社会人の同情心を喚起し義金を募集して之等窮迫者に金品の給与をなし以て隣保相扶の美風を涵養すると共に貧困者の保護救済を図るを以て目的とす」とされた。主催は「市町村、青年団、婦人会処女会、在郷軍人会、社会事業協会方面事業後援会方面委員会等の単独又は合同主催に依ること」であり、期間は「地方の実情に依り適宜定むること」となった。実施事項は多くあるが、その主たるものは「一般家

庭に対し同情袋を配布し義金の出資を受くること」⁽¹⁰⁾とあり、募金にあった。期間が地方の判断に委ねられた為、各地がそれぞれの時期に行ったと思われるが、例えば鳥取市では12月17日から23日にかけて催された⁽¹¹⁾。県が音頭を取ったとはいえ、自由な募金活動が県内各地で行われたのであった。

この傾向はその後も続き、1935年においても12月1日から7日にかけて「恒例によって鳥取県、市町村、鳥取県社会協会、青年団、婦人会、処女会、方面事業後援会等の主催によって歳末同情週間が開催されている。実施事項は「趣旨の普及宣伝、生活困窮者の調査、義捐金の募集等」⁽¹²⁾であった。ところがこの時期から主催者に変化がみられた。1935年12月の歳末同情週間と前後して、4月に開催された第6回全国方面委員大会(於熊本市)において、「共同募金に付ては従来各地に実施せらつゝある同情週間を一層徹底せしめ以て斯業資金の潤沢を図ること」が決議される⁽¹³⁾。1936年も方面委員大会(於岡山市)において、方面委員として採るべき事項の一つとして「方面同情週間にて募集したる金品を施設へも助成金として分配すること」が決定された⁽¹⁴⁾。歳末同情週間への全日本方面委員連盟の注力への表明であり、名称も「方面同情週間」に変更された⁽¹⁵⁾。

そして実際に1936年の12月からは鳥取県においても全日本方面委員連盟にならない、名称を全国方面同情週間に変えて開催されることになる。

こうして同情週間は方面委員が中核となり推進されることになった。当時の新聞記事には、「本県においては昭和六年以来毎年市町村方面委員と協力して歳末同情週間を実施し相当の成績を収めて来た次第である」とした上で、次のように述べられている。

「本年は之を全国方面同情週間と改め全日本方面委員連盟と相応じ全国方面同情週間を実施すること、した次第である。方面同情週間の目的とする處は方面事業を一般に普及徹底せしむると共に方面事業遂行に必要な資金の募集をなし以て隣保相扶共存共栄の実を挙ぐるにある(略)」⁽¹⁶⁾。

それまで歳末同情週間にはなかった「方面事業の普及徹底」とそのための資金獲得の必要性が加えられ、方面委員の普及も兼ねた方面同情週間へと変容したのであった。

(2) 1937年全国方面同情週間

こうして全日本方面委員連盟の主唱の下、鳥取県でも方面同情週間が開始されるようになったが、それが戦時色を帯びるようになったのは1937年からであった。同年7月7日の盧溝橋事件の勃発によって日本社会全体が一気に戦時体制下に入り、方面委員もそれに迎合していった。同年9月には全日本方面委員連盟は国民精神総動員中央連盟加盟を決定し⁽¹⁷⁾、戦時体制の一翼を担うようになる。

方面同情週間も同年12月20日から26日の日程で、全日本方面委員連盟主唱⁽¹⁸⁾、鳥取県方面委員連盟、県社会課の共催によって開催された。新聞報道によれば「本年は非常時局に鑑

み国民精神総動員運動として緊密なる連携を保ち銃後々援並に一般救護の完璧を期す（略）」⁽¹⁹⁾とされ、方面同情週間は国民精神総動員運動と連携して行われることになった。方面同情週間の具体的内容は、最初に「二十日（月）神社、氏神参拝の日、方面委員、方面事業関係者は神社氏神に参拝し皇軍の武運長久を祈」ることで始まった。そして「方面委員は各自の担当区域を巡回訪問し要扶掖者の生活状態を視察し適切なる指導を加へ方面感謝日設定の趣旨を懇切に訓話し発奮奮起せしむるに努むること（略）」⁽²⁰⁾などが目指された。

県も共催者として同情週間には大きく期待し、立田知事が同情週間開催にあたって談話を寄せた。まずは「方面同情週間実施の目的は『国民精神総動員の趣旨を体し方面精神を昂揚すると共に隣保相扶の伝統を培養せんとす』る趣旨に外ならない」⁽²¹⁾とされた上で、次のように同情週間の経緯と目的について述べている。

「本週間は昭和六年以来歳末同情週間の名を以て開始せられたるものであるが昨年より財団法人全日本方面委員連盟の主旨に依り全国方面同情週間と改め実施された（略）。本年の本週間は時恰も支那事変に伴ふ非常時局の真唯中に挙行さるゝものにして、今や我国は未曾有の難局に面している際である。方面委員の活動が所謂国民精神総動員運動の最も有力なる一翼として全幅の活動を為すべき（略）」であると。

こうして 1937 年から戦時色を強めていった全国方面同情週間であるが、その翌年には名称も「事変後銃後生活の安定に同週間の焦点をおき、専ら軍事援護事業を中心とする方面活動を実施せんとする建前から」⁽²²⁾全国方面強調週間と変更された。その上で「同週間は長期建設下において国民精神総動員の趣旨を体し方面精神を昂揚、隣保相扶の観念を助長銃後援の完璧を目的」⁽²³⁾として、戦時体制への関与を強めていった。しかしそれがピークに達したのが次に見る 1940 年であり、『日本書紀』に基づき神武天皇即位から 2600 年とされた、いわゆる紀元 2600 年の強調週間であった。

(3) 1940 年全国方面強調週間

1940 年の全国方面強調週間への準備は同年秋頃から本格化する。まず 11 月 19 日に全日本方面委員連盟は県社会課長宛に全国方面強調週間について通知を発出した。そこでは「本連盟提唱に係る全国方面強調週間の実施時期も相迫り貴地方に於ても夫々実施計画中に事と存候」と述べられた上で、次のようにその趣旨が述べられている。

「本年は諸情勢に鑑み従来の実施方法に相当の検討を加へ単に方面事業の強調整備乃至は歳末に於ける要扶掖者の救護等に□□せず其の目標並に実践の分野を拡充し大政翼賛運動の一翼として真に庶民生活の強化刷新を図り相率いて臣道の実践に邁進せしめ（略）」⁽²⁴⁾る。

この直前の 10 月 12 日には大政翼賛会が結成されており、新たな戦時体制の構築に入ろうとする時期であった。こうした情勢を受けて、それまでの「要扶掖者の救護」から目標と実践を拡大し、大政翼賛運動の一翼を担うことが宣言される。具体的には生活の強化と刷新であ

り、そのことが臣下として守るべき道とされたのであった。

11月28日にも全日本方面委員連盟は県知事宛に「方面強調週間ニ関スル件」及び「全国方面強調週間実施要綱」を送付した。そして後者の中で趣旨を「大政翼賛運動ノ趣旨ヲ深く体シ益々方面精神ノ昂揚ヲ図リ隣保相扶ノ醇風ヲ培ヒ以テ銃後国民生活ノ安定強化ニ資シ斯業ノ完遂ニ寄与センコトヲ期スルモノトス」とした。またこの中では実践目標として「1 隣保相扶精神ノ普及及昂揚 2 庶民生活ノ支援強化 3 厚生福祉施設ノ整備拡充」が挙げられた⁽²⁵⁾。

(4) 方面強調週間から庶民生活強化運動へ

こうして方面強調週間は進められる一方で、1941年12月には全日本方面委員連盟が、大政翼賛会後援の下、「庶民生活強化運動」を開始する。その運動目標は①隣保相扶観念の昂揚、②庶民生活の合理化、③庶民生活に対する支援、④方面事業後援団体ならびに厚生福利施設の整備拡充に置くとされた⁽²⁶⁾。それまでの救貧を中心とする活動から、その範囲は生活全般へと広がっていったのである。

これを受けて、県では1941年12月10日から26日にかけてそれまでの方面強調週間に代えて庶民生活強化運動が実施された。「庶民生活強化運動実施要綱」には「(略)三、主唱 財団法人全日本方面委員連盟 四、後援 大政翼賛会、大政翼賛会鳥取県支部 五、主催 鳥取県、鳥取県方面委員連盟 六、施行主体 各市町村及方面委員」と主催者などが記され、その趣旨は次の通りであった。

「七、趣旨 今や世局ノ変転頗ル急ニシテ国運隆替ノ由ツテ岐レントスルノ秋隣保相扶ノ醇風ヲ振起シ苟モ国民トシテ国民ニシテ一人ト雖モ其ノ所ヲ得ザル者無カラシムル様庶民生活ヲ強化刷新シ相率ヒテ臣道ノ実践ニ邁進セシメ以テ重大時難ノ克服ニ資セントス」⁽²⁷⁾。

要は隣保相扶によって国民同士が助け合うとともに、国民の生活を強化刷新し、臣道の実践に邁進することが唱えられた。具体的な運動目標は「隣保相扶精神の昂揚、庶民生活の合理化、庶民生活に対する支援、方面事業、後援団体並に厚生福祉施設の整備拡充」とされた。また実践要目として「共同労作、共同炊事、共同購買等の共同施設を図り生活共同化を促進すること」や、貯蓄の励行、廃品の活用⁽²⁸⁾などがあげられ、生活の切り詰めと共同化を全県規模で行うことが目指された。

当初、募金を募ることを主たる目標とする歳末同情週間は、みてきたように戦時体制下で全国方面同情週間から全国方面強調週間、そして庶民生活強化運動へと変質していったのである。ではこうした中で方面委員に期待されたものとは何だったのであろうか。

2. 天皇制国家の担い手としての方面委員

(1) 方面委員の存立根拠としての天皇制

1つは天皇制国家の担い手としての方面委員である。菅沼隆によると1932年から1934年にかけて「方面委員は自らの権原を『皇室の御聖慮』に置くという、シンボルの転換が図られた」⁽²⁹⁾という。要はそれまでの府県知事や市町村長などによって権威付けられていた方面委員が⁽³⁰⁾、天皇を自らのシンボルとして捉えるようになったのである。具体的には1917年の岡山県の済世顧問制度が天皇の「御下問」によって創設され、方面委員はこの「御聖慮」に由来する制度とみなされたようになった⁽³¹⁾。こうしたシンボル転換の背景には、救護法（1929年公布、1932年施行）によって方面委員が補助機関として認定され、そのことが方面委員の「地域間の多様性の減衰」を生み、新たに全国横断的シンボルが求められるようになったことがあった⁽³²⁾。それが天皇制であった。いずれにせよ天皇の「御聖慮」という歴史の「再発見」によって方面委員の存立根拠は天皇制にあり、したがってその権原も天皇に由来すると考えられるようになったのである。

鳥取県においても立田知事が1937年5月に方面委員令制定にあたっての談話を発表し、その中で天皇制と方面委員の関係について次のように述べている。

「抑々我が国方面委員制度の沿革を省みるに畏くも 大正天皇の御聖旨を体し大正六年岡山県に於て済世顧問の名に於て之を東西古今の諸制度と併せ審案考慮して方面委員制度の立案実施を見るに至った（略） 各種社会事業は方面委員の活動に俟つべきもの益々多く国及び公共団体の社会行政に於ても方面委員の尽力に俟つて始めて有終の美を期待し得べき状態にある（略）」⁽³³⁾。

管見の限り、新聞紙上で知事が方面委員の存立根拠について言及するのはこれが初めてである。方面強調週間でも同様のことが強調された。例えば県の上村学務部長は1938年の方面強調週間において「現在本縣においては方面委員の手に依って救はなければならぬ人々は約二万の多数に上っている。（略）吾が国方面委員制度は畏くも大正天皇陛下の御聖旨を体して大正六年岡山に創始されたものであって爾来本制度は全国に普及して今日の隆盛を見るに至った」⁽³⁴⁾と述べ、大正天皇の「御聖旨」こそが方面委員制度の由来であると強調している。

(2) 方面委員と方面感謝日

各週間において、こうした天皇制への強い関与を具体的に示したのが方面感謝日の設定であった。歳末同情週間が始まってから1936年までは、先述の通り同情週間の期間の設定については特に定めはなく、「地方の実情に依り適宜定むる」⁽³⁵⁾とされていた。しかし1937年からは12月20日から25日までとされ、大正天皇が死去した12月25日を方面感謝日と設定し

たのである。同年20日の立田知事の談話によれば「尚特に各位に御記憶を願ひたいことは本週間第六日を『方面感謝日』として設けたことである。これは「我国方面委員制度の創案は畏くも大正天皇の御仁慈に基くものであるので大正天皇祭の当日たる十二月二十五日を以て方面感謝日と定め、御聖徳を追慕し奉るとともに上洪大無邊なる皇室の御仁慈を下国民不断の協力援助に対し感恩感謝の念を厚ふし愈々職務に碎励報恩の実を挙げんことを期せんとするものである」⁽³⁶⁾とされた。

あるいは県の学務部長も翌年の12月には方面感謝日について、「十二月二十五日の大正天皇御例祭日を方面感謝日として設定したことについて一言したい」と断った上で、「吾が国方面委員制度は畏くも大正天皇陛下の御聖旨を体して大正六年岡山に創始されたものであって爾来本制度は全国に普及して今日の隆盛を見るに至ったものである。「従って全国方面委員並に関係者は常にひとしく恐〇感激し当日は慎みて御聖徳を追慕し奉ると共に本制度創始の精神を体して愈々その職務に〇励せんとする決意を一層鞏固にする(略)」と説明している⁽³⁷⁾。

皇室に感謝するとともに、その庇護を受けた方面委員がこれまで以上に活動に精進することを誓う日が方面感謝日であった。

具体的に感謝日についてみておこう。1941年11月21日の全日本方面委員連盟が県に宛てて発出した「方面感謝日実施ニ関スル件」においては、「(略)本連盟ニ於テハ例年十二月二十五日大正天皇祭ヲ以テ方面感謝日ト為シ此ノ日ヲ中心トシテ方面強調週間ヲ提唱致シ来リ候處本年度ニ於テハ緊迫セル時局ノ要請ニ応ジ(略)右週間ヲ拡大強化シテ庶民生活強化運動ニ進展セシメ候關係上方面感謝日ハ一応之ヲ切離シ左記要綱ニ依リ実施致ス事ト相成候(略)」。その上で「方面感謝日実施要綱」として具体的に次のことを定めている。

「一、期日 昭和十六年十二月二十五日(大正天皇祭)

二、趣旨 我が国方面事業ガ畏クモ大正天皇ノ御仁慈ニ基クモノナルコトヲ記念シ謹ミテ聖徳ヲ敬慕シ奉ルト共ニ洪大無邊ナル仁慈ニ対シ奉リ感謝感激ノ念ヲ篤ウシ赤子ノ一人〇モ聖恩ニ漏ルルモノナキヲ期ス

三、実施事項

(略)(ハ)国民学校ニ於テ当日ハ休日ナルヲ以テ之ヲ繰上ゲ二十四日ニ本感謝日ノ趣旨或ハ御聖徳ニ関スル講話ヲ為スコト(ニ)隣組部落会町内会等ヲ通ジ一般ニ本感謝日ノ趣旨ヲ周知徹底セシムル様適切ナル方途ヲ講ズルコト(略)(ヘ)要扶掖者ノ家庭訪問ヲ行フコト(ト)要扶掖者ニ対シ自立向上ノ気魂ヲ振起スル為適切ナル慰藉激励ノ方途ヲ講ズルコト(略)」⁽³⁸⁾。

趣旨についてはこれまで述べてきたこととほぼ同じであるが、具体的な実施事項として国民学校での「御聖徳」に関する講話、隣組部落会への感謝日の浸透、貧困家庭への訪問などが指示されている。方面委員を天皇と地域社会をつなぐ媒介者として、学校や隣組部落会を巻き込みながら方面感謝日を実施しようとしたことが窺える。

3. 輔導者としての方面委員

方面委員に期待された2つ目は、「同胞の輔導者」として役割を果たすことである。そもそも方面委員は、「彼れの精神的救助を与ふること」であり「精神的救助は即ち教化であり薫育である」⁽³⁹⁾とされたように対象者との関係は垂直的であった。こうした関係の強調は戦時下になると至るところで見られた。例えば1939年11月頃に作成されたと思われる全日本方面委員連盟「全国方面強調週間実施要綱」では、「我邦方面事業ガ畏クモ 大正天皇ノ御仁慈ニ基クモナルコトヲ」を確認した上で、「方面委員ノ活動ニ関スル事項」として次のように述べられている。

「方面委員ハ時局下ニ於ケル同胞ノ輔導者トシテソノ使命ノ重大ナルヲ自覚シ互戒共励各自ノ職務ニ関シ一段ノ研鑽錬磨ヲナス（略）」⁽⁴⁰⁾

方面委員は「同胞ノ輔導者トシテソノ使命」を持つとされ、貧困者はいくまで「輔導」、あるいは当時多用された言葉であるが「更生」の対象であった。その上で、「要扶掖者ノ輔導ニ関スル事項」として「各方面世帯ニ付テハ夫々ノ実情ニ即応シ個別輔導ヲナシ特ニ自立向上ノ気魂振起ニ努ムルコト」⁽⁴¹⁾とされた。要は貧困者が貧困に陥るのは心がけの問題であり、方面委員はそれを「個別輔導」を通じて、自立できるよう改善していくことが目指されたのであった。

全日本方面委員連盟は毎年のように同様のことを県知事宛に送付した。例えば1940年11月の県知事宛の「全国方面強調週間実施要綱」でも、「生活支援ハ恩恵的施与的ニ流レズ隣保相扶ノ醇風ニ基ク□□的支援ノ精神ヲ以テ之ヲ実施シ対象ノ自立向上ヘノ気魂ヲ振起スル様適切ナル精神的支援輔導ヲ為スコト（略）」⁽⁴²⁾と述べられている。明治期の感化救済事業や地方改良事業にみられた自助論的貧困観は戦時下でも強く根を張っていたのである。

さらに方面委員に求められたのは自立の促進より一歩進んで、貧困者を国家に奉公する人間へと変えていくことであった。1941年12月24日に作成された、鳥取市で行われる方面感謝日について知事祝辞案では方面委員について次のように述べる。

「従ツテ国民指導ノ立場ニ在ル方面委員タル者（略）益々斯業ノ真価ヲ遺憾ナク發揮シ物心両面ニ亘ル国民生活ノ安定社会福祉ノ増進ニ献身スベキノ要一層緊切ナルモノアルヲ痛感致スノデアリマス」⁽⁴³⁾。

この時期に県の内部で「社会福祉」が既に使用されていたことは意外であるが、ここで確認すべきは方面委員が「国民指導ノ立場ニ在ル」と理解されていたことである。方面委員は「同胞の輔導者」であり、それは時として立場を拡張し「国民指導」の立場から広く国民を導く存在であった。具体的には国家に奉公する存在へと導くことであった。

例えば1940年12月に県は方面強調週間で活用するビラを作成している。これは県民に募

金を求めるにあたっての訴えの一種であるが、その中で「御願」として次のように訴えている。

「又縣下に於ける二万に余る貧困者の相談相手として生活の万般に亘って扶掖誘導（原文—太字）をしております。（略）皆様方の差し伸べた温かい同情の手、真心こめた贈物こそこれらの人々を更生させ尽忠報国職域奉公への端緒となること、思ひます」⁽⁴⁴⁾。

方面強調週間で集められた募金を通して貧困者を「更生」し、加えて彼等を「尽忠報国職域奉公」する存在へと変えていこうとする訴えである。

こうした貧困者を国家に奉公する存在へと変えていくとする主張は、当時はよくみられた。1941年5月に開催された第12回全国方面委員大会においても方面委員活動の目的は「扶掖を要する人々を保護指導し其の者をして立派な国民として御奉公せしむるに在る」ことが確認されている⁽⁴⁵⁾。

4. 隣保相扶の美風の醸成と方面委員

方面委員への3つ目の期待は、隣保相扶の促進者として役割を果たすことである。本来的に方面委員はその制度創設以来、隣保相扶とは不可分の関係にあり、各募金週間でもそれは強調された。例えば1931年の第1回目の歳末同情週間開始においてもその趣旨は「窮迫者に金品の給与をなし以て隣保相扶の美風を涵養する」⁽⁴⁶⁾とされている。戦時体制下には時局と結びつけて隣保相扶が高唱されるようになる。先にも紹介したが、1937年12月20日の方面同情週間実施にあたっての知事による談話では「方面同情週間実施の目的は『国民精神総動員の趣旨を体し方面精神を昂揚すると共に隣保相扶の伝統を培養せんとす』る趣旨に外ならない」⁽⁴⁷⁾とされ、総動員体制の一環として隣保相扶が位置づけられている。この傾向は年を追うごとに強まり、1941年12月の庶民生活強化運動では、その趣旨として「今や世局ノ変転頗ル急」な時、「隣保相扶ノ醇風ヲ振起シ苟モ国民トシテ国民ニシテ一人ト雖モ其ノ所ヲ得ザル者無カラシムル様庶民生活ヲ強化刷新シ相率ヒテ臣道ノ実践ニ邁進セシメ以テ重大時難ノ克服ニ資セントス」とされた⁽⁴⁸⁾。要するに隣保相扶の中に国民を包摂し、その下で生活を強化刷新することを通して臣民としての道を邁進させようとするのであった。

5. 福祉従事者としての自律性と独自性

これまでみてきたように歳末同情週間、方面同情週間から方面強調週間、そして庶民生活強化運動への流れは、戦時体制に乗じながら方面委員が自らの社会的認知度を向上させていった過程であった。少なくとも鳥取県ではこれ以前には、方面委員によるこのような全県的なイベントはなかった。したがって方面委員は各募金週間によって一定の認知度を得るようになった

といえよう。

また当時、方面委員をめぐっては「委員の職務は救貧委員たるの性質を帯び動、もすれば消極的に解釈され」⁽⁴⁹⁾の傾向にあり、こうした傾向に対してもいくばくかの効果はあったように思える。

しかしながら自律的な福祉従事者集団として方面委員が認知されたかといえば、そうではなかったと思われる。そもそも方面同情週間以降は、戦時体制に迎合しながら自らの認知度を高めていった。さらには自らの存立根拠を自らの内側からではなく天皇に求めていったことは福祉従事者の自律性を自ら否定することになった。菅沼が指摘したように方面委員の権原を「皇室の御聖慮」に置くというシンボル転換は、自らがそれに由来する制度であるという自己意識を形成させた一方で⁽⁵⁰⁾、方面委員の活動そのものに存立根拠を求めるといふ姿勢を希薄にしたのであった。

こうした姿勢と関わって、自律的な福祉従事者集団として方面委員が認知されなかったと考えられるいま一つの理由は、客観的な援助論を方面委員が持ち得なかったことである。対象者を「輔導」し、あるいは「更生」を促し、延いては国家に奉公する存在へと変えていくという理念を掲げることによって方面委員は戦時体制に迎合していったが、その具体的援助論に特別なものはなかった。ただひたすら精神主義的に指導するのみで、客観的な援助論を欠いていた。戦時下において何度となく方面委員を対象とした錬成会が開催されているが、例えば1944年2月に岩見方面事務所によって開かれた方面委員に対する錬成会では次のように会の目的が説かれている。

「決戦下国民生活の安定確保を期する為め（略）郡内方面事業の円滑なる運営を図り各方面委員に対し確固たる信念と旺盛なる気はくを培う目的でこれが錬成会を開催することとなった（略）」⁽⁵¹⁾。

重要なのは客観的な知識や技術ではなく「確固たる信念」と「気はく」であった。もっとも本来的に方面委員による援助は「不定形かつ情緒的」な「方面工夫」⁽⁵²⁾であったから、こうした戦時下の精神主義的な援助はその延長線上に位置付けていたといえる。

最後に隣保相扶の形成において方面委員が独自の地位を占めることも、期待はされたが上手くいったとはいえない。それを端的に示すのが、部落会、町内会等との競合関係の中で方面委員が主導権をとれなかったことである。従来から隣保相扶をめぐっては、方面委員は部落会、町内会等と競合関係にあり、それを調整しようとしたのが1940年11月の厚生省社会局長・内務省地方局長による、各地方長官宛の「方面委員制度ト部落会、町内会等トノ関係ニ関スル件」依命通牒であった⁽⁵³⁾。この通牒を受けて鳥取県でも同年12月に鳥取県学務部長から方面委員宛に「方面委員制度ト部落会、町内会及市町村常会トノ関係ニ関スル件」が発出された。ここでは「要扶掖者ノ保護指導ニ止マラズシテ之ヲ醸成セル環境ノ改善方ヨリ延テハ部落、市町村等ノ集団ニ対スル全体的指導」⁽⁵⁴⁾と説かれ、方面委員が部落や市町村に対して「全

体的指導」を行うことが提起された。この結果、方面委員が「全体的指導」を行えたかどうかは定かではない。しかし方面委員への期待は示されつつも、遠藤興一によれば実際に地域内の指導人物として期待されたのは、「大旨、町内会長、部落会長であった」という⁽⁵⁵⁾。

おわりに

本稿の課題は、方面委員による募金週間を通して方面委員がどのようにして戦時体制に迎合し、その中で方面委員にいかなる役割が期待されたのかを明らかにすることにあつた。またそれらを通して、当時の方面委員のあり方を自律性と独自性の欠如という点から考えることにあつた。加えて以上のことを地方＝鳥取県の動向もふまえながら明らかにすることにあつたが、資料不足で県レベルの動きは把握できても、市町村レベルでの動向にはあまり触れることができなかった。今後の課題としたい。また存立根拠を天皇制に求めるといった方面委員の他律性や、「方面工夫」といった情緒的な援助論が戦後、どのように引き継がれたのか、あるいは引き継がれなかったのを明らかにすることも、今後のテーマである⁽⁵⁶⁾。

〔注〕

- (1) 遠藤興一「戦時下方面委員活動の性格と特徴」『社会事業史研究』第4号、1976年、p.15～p.42。
- (2) 永岡らの研究は、戦時下の府方面常務委員会の議事速記録の復刻によって、その水準を引き上げた。速記録は『復刻・戦時下大阪府方面常務委員会議事速記録』近畿地域福祉学会大阪府方面委員活動史料研究会、1999年として刊行され、その巻末にはそれらを活用した次の論文が収録されている。永岡正己「(一) 戦時下方面委員活動と政策・実践課題」(p.959～p.968)、山本啓太郎「(二) 方面委員制度・組織の変化について」(p.970～p.976)、石井洗二「(三) 救貧制度・実践をめぐって」(p.977～p.984)、松端克文「(四) 方面委員による活動内容の分析と評価」(p.985～p.994)である。
- (3) 杉山博昭「第三節 方面委員令後の方面委員制度－戦時体制を中心に－」『近代社会事業の形成における地域的特質－山口県社会福祉の史的考察－』時潮社、2006年、p.177～p.190。
- (4) 畠中耕「第4章 軍事援護と方面委員」『群馬県公的扶助史研究－戦前・戦中・戦後社会福祉のあゆみ－』本の泉社、2009年、p.108～p.128。
- (5) 遠藤興一「第4章 戦時下の方面委員活動－大阪府方面委員年報から－」『15年戦争と社会福祉－その両義性の世界をたどる－』学文社、2012年、p.173～p.197。永岡正己「大阪府方面委員活動の展開と事例－昭和恐慌期から戦時体制下へ－」『日本福祉大学社会福祉論集』第139号、2018年、p.1～p.30。
- (6) 小笠原慶彰「第六章 全日本方面委員連盟副会長たる林市藏の思想と行動」『林市藏の研究－方面委員制度との関わりを中心にして－』関西学院大学出版会、2013年、p.195～p.220。その他にも近年には、杉山博昭「第19章 方面委員と軍事援護」『近代における社会福祉の展開－山口県での実践の地域性－』時潮社、2019年、p.331～p.347がある。
- (7) 佐々木光郎「静岡県における方面委員制度の実態史－創設期(1922)から太平洋戦争勃発(1941)ころまで－」『東北社会福祉史研究』第34号、2016年、p.50～p.84。畠中耕「戦時下静岡県における軍事援護と方面委員」『中四国社会福祉史研究』第17号、2018年、p.45～p.53。

- (8) 畠中耕「新潟県における厚生事業組織の形成－軍事援護・方面事業組織の形成を中心に－」『中国社会福祉史研究』第13号, 2014年, p.45～p.55。
- (9) 鳥取慈善協会の活動については拙稿「大正・昭和初期における地方救貧結社の考察－鳥取社会事業協会を通して－」『鳥取地域史研究』第19号, 2017年を参照。
- (10) 「気の毒な人達のため歳末同情週間」『因伯時報』1931年12月12日。
- (11) 「貧困者を救ふ歳末同情週間」『因伯時報』1931年12月17日。
- (12) 「飢寒にふるふ同胞を救へ」『因伯時報』1935年11月12日。
- (13) 全日本方面委員連盟編『方面事業二十年史』1941年, p.143。
- (14) 同上, p.151。
- (15) 名称の変更については, 1935年には全日本方面委員連盟内で検討されていたようである。同年11月には「全国方面同情週間実施要綱」が作成され, それに基づいて実施されることになった。その際, 名称については「方面同情週間」とするが, 「但し地方の実情に応じ適当なる名称を用いるも可なり」とされた（中央社会事業協会『日本社会事業年鑑（昭和十一年版）p.142】）。
- (16) 「温い救ひの手を不遇者に伸せ」『因伯時報』1936年12月11日。
- (17) 菅沼隆「方面委員制度の存立根拠－日本型奉仕の特質－」佐口和郎, 中川清編『福祉社会の歴史』ミネルヴァ書房, 2005年, p.77。
- (18) 「呼応して活動 全国方面同情週間に隣保相扶の実を」『因伯時報』1937年12月6日。
- (19) 「銃後援に努め 同情週間」『鳥取新報』1937年12月5日。
- (20) 「共に助け合ふ＝方面精神を昂揚」『鳥取新報』1937年12月10日。
- (21) 「方面同情週間の実効を挙げたい」『因伯時報』1937年12月20日。
- (22) 中央社会事業協会『日本社会事業年鑑（昭和十四・五年版）』p.111。
- (23) 「方面委員の強化週間」『因伯時報』1938年12月2日。
- (24) 『昭和十五年以降 方面事業関係書綴』（鳥取公文書館蔵 2-2-110, 以下「綴, 2-2-110」と略す）。
- (25) 「全国方面強調週間実施要綱」『綴』2-2-110。
- (26) 中央社会事業協会『日本社会事業年鑑 昭和17年版』p.86。
- (27) 「庶民生活強化運動実施要綱」『綴』2-2-110。
- (28) 「庶民生活の刷新強化」『日本海新聞』1941年12月6日。
- (29) 菅沼隆, 前掲論文, p.73。
- (30) ただし全国には県や市町村と無関係な方面委員も存在した。例えば鳥取県では民間有志による鳥取事業協会が独自に方面委員を設置していた（拙稿「大正・昭和初期における地方救貧結社の考察－鳥取社会事業協会を通して－」『鳥取地域史研究』第19号, 2017年）。したがって各地の方面委員の設置主体については, 今後さらなる研究がまたれる。
- (31) 菅沼隆, 前掲論文, p.73。「御下問」と濟世顧問制度創設については, 1916年5月に地方官会議が開かれ, そこで天皇が岡山県知事笠井信一に県内の貧民の状態などについて質問（「御下問」）したことが発端である。笠井いわく天皇は笠井に「貧民ハ如何ニ活（くら）セル乎（や）」と質問され, いたく感動したようである。笠井は直ちに県内を調査させ, 県内には約一割の貧民が存在することを把握した。その後防貧大綱をとりまとめ, 1917年に濟世顧問制度設置の運びとなった（原武史『大正天皇』朝日文庫, 2015年, p.269～p.270）。
- (32) 菅沼隆, 前掲論文, p.76。
- (33) 「方面委員法制化 けふ実施に当りて」『鳥取新報』1937年1月15日。
- (34) 「方面強調週間に当りて」『因伯時報』1938年12月21日。
- (35) 「気の毒な人達のため歳末同情週間」『因伯時報』1931年12月12日。
- (36) 「鳥取縣方面同情週間の実施に際して」『鳥取新報』1937年12月20日。

- 37) 「方面強調週間に当りて」『因伯時報』1938年12月21日。
- 38) 「方面感謝日実施ニ関スル件」『綴』2-2-110。
- 39) 小河滋次郎『社会事業と方面委員制度』巖松堂, 1924年, p.52。
- 40) 「全国方面強調週間実施要綱」『綴』2-2-110。
- 41) 同上。
- 42) 同上。
- 43) 「祝辞」『綴』2-2-110。
- 44) 『綴』2-2-110。
- 45) 全日本方面委員連盟編, 前掲書, p.214。
- 46) 「気の毒な人達のため歳末同情週間」『因伯時報』1931年12月12日。
- 47) 「方面同情週間の実効を挙げたい」『因伯時報』1937年12月20日。
- 48) 「庶民生活強化運動実施要綱」『綴』2-2-110。
- 49) 全日本方面委員連盟編, 前掲書, p.189。
- 50) 菅沼隆, 前掲論文, p.73。
- 51) 「方面事業強化委員等を錬成」『日本海新聞』1944年2月21日。
- 52) 菅沼隆, 前掲論文, p.70。
- 53) 全国社会福祉協議会編『民生委員制度四十年史』1964年, p.237~p.238。
- 54) 鳥取県公文書館県史編さん室編『新鳥取県史資料編近代5』鳥取県, 2018年, p.290~p.291。
- 55) 遠藤興一「戦時下方面委員活動の性格と特徴」『社会事業史研究』第4号, 1976年, p.23。
- 56) この点の全体的な動向については菅沼隆「占領期の民生委員と地方軍政部-無差別平等の名誉職裁量体制の運命-」『社会事業史研究』第24号, 1996年が明らかにしている。

(こいけ かつら 社会福祉学科)
2023年11月15日受理